

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関するよくある質問

Q1 減免の対象となるのはどのような場合ですか。

A1 新型コロナウイルス感染症により、

①主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方。

②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方。

※対象者となる保険料は、65歳以上の方（第一号被保険者）のみです。

※主たる生計維持者以外の世帯員の収入減少の場合は、減免できません。

Q2 主たる生計維持者とは。

A2 世帯の生計を主として維持する者（世帯主では無く、世帯の中で収入・所得が多い者）であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属するものであることが原則です。

Q3 A1の②の場合（主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方）は、どのくらい収入が減少したら対象になりますか。

A3 以下の2要件をすべて満たした場合、対象となります。

1 主たる生計維持者の事業収入等（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

※事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入です。

2 減少することが見込まれる事業収入等（1の収入）に係る所得を除く全ての種類の合計所得が400万円以下であること。

Q4 減免対象となる介護保険料はいつの分ですか。

A4 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものです。

Q5 どれくらい介護保険料が減免されるのか。

A5 A1の①の場合（主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方）は、介護保険料の全額。

A1の②の場合（主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方）は、算出した減免の対象となる保険料額に、主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた額です。計算方法については、ホームページに記載されております。

Q6 どのように申請すればよいですか。また、いつから申請できますか。

A6 郵送での申請及び窓口で申請ができます。

お急ぎでない場合、感染拡大防止の観点から、ぜひ郵送をご検討ください。

郵送申請の場合は、申請書及び同意書、添付書類（写し）を川越市役所介護保険課保険料資格担当までお送りください。

窓口での申請の場合は、必要書類をご持参し、川越市役所本庁舎3階介護保険課までお越しください。（世帯主以外の方が申請される場合は、委任状と来庁される方の本人確認書類が必要となります。）

申請は、令和4年度介護保険料決定通知書発送後から受付します。（当初分は令和4年7月中旬に発送予定（過年度分は4月から））介護保険料決定通知書がお手元に届いてから、ご申請をお願いします。

Q7 必要書類は何ですか。

A7 減免申請書及び同意書と申請理由に応じた添付書類が必要です。

減免申請書及び申告書は、川越市のホームページよりダウンロードできます。

添付書類は、申請事由によって異なりますので、以下をご覧ください。

A1の①の場合（①主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方）には、死亡診断書や診断書、保健所などから交付される措置入院の勧告書など、新型コロナウイルスにより死亡し又は重篤な傷病

を負ったことを示す書類。

A1の②(主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方)の場合は、収入減少したことを示す書類。

令和4年1月から申請するまでの間の収入を証明する書類。

(事業帳簿、給与明細、預金通帳等)

収入の減少が失業、事業の廃止の場合は、退職証明や事業の廃止届等。

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合、保険契約書の写し等。

雇用保険受給資格者証等をお持ちの方はご持参ください。

※雇用保険を受給されている非自発的失業者は、A10をご覧ください。

※本人確認書類をご持参ください。

※申請理由に関わらず、窓口申請に世帯主以外の方が来庁する場合は、委任状が必要となります。(代理人の方の本人確認書類も必要です。)

Q8 前年所得の未申告者はどうなりますか。また、前年の収入がない場合は申請できますか。

A8 比較する収入がないと収入減少を判断できないので、申告しないと減免できません。

また、世帯内に未申告者がいると減免できないので、減免申請される場合はご注意ください。

世帯全員の前年中の収入がない場合は、収入減少を判断できないので、減免申請できません。

Q9 減免制度については、どのように周知していますか。

A9 川越市ホームページ及び広報川越7月号に掲載予定です。

また、令和4年度介護保険料決定通知書に案内文書を同封予定です。

Q10 雇用保険を受給している非自発的失業者も減免できますか。

A10 非自発的失業者でも今回の減免制度が適用できる場合がありますので、ご相談ください。